

報告事項 第1回武蔵村山市保育料検討協議会の会議結果について

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	武蔵村山市保育料検討協議会
開 催 日 時	平成19年10月10日（水）午前10時00分～午後12時00分
開 催 場 所	市役所3階301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：福島委員、大浦委員、吉野委員、波多野委員、濱浦委員、佐藤委員、原田委員、石橋委員、布田委員、古川委員、健康福祉部加園部長、児童福祉課池亀課長、児童福祉グループ山崎主査、児童福祉課高橋 欠席者：なし
議 題	1. 武蔵村山市保育料検討協議会の会長の互選について 2. 武蔵村山市保育料検討協議会の会議の公開について 3. 保育料検討協議会会長職務代理の指名について 4. 保育料のあり方について 5. その他
結 論	議題1について：会長は布田傑委員に決定した。 議題2について：「特になし」との意見により公開とする。 議題3について：会長職務代理者に吉野久委員に決定した。 議題4について：事務局より説明 議題5について：
審 議 経 過	（関連の質疑等をまとめたため、実際の質疑の順序とは異なります。） 開催前挨拶については省略
事務局	1. 武蔵村山市保育料検討協議会の会長の互選について （健康福祉部長） 始めに、「武蔵村山市保育料検討協議会設置要綱第5条第1項」の規定により、会長は委員の互選により選任することとなっております。いかが取り計らったらよろしいでしょうか。
委員	事務局一任
事務局	只今、事務局一任の声のございましたので、会長を「布田委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
委員	異議なし
会長	「異議なし」ということですので、会長に「布田委員」を決定させていただきます。それでは、誠に恐縮ですが、会長、会長席の方へ移動していただきたいと思っております。 ここで、会長から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。 会長挨拶 それでは、会議の進行を私の方で進めさせていただきます。

<p>会 長</p>	<p>2. 武蔵村山市保育料検討協議会の会議の公開について  それでは、議題2「武蔵村山市保育料検討協議会の会議の公開について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本市の情報公開を取り巻く環境が変化している中で、昨年10月制定「武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づき、附属機関等の会議及び会議録の公開に関する基本的事項が整理され、庁内における統一的な取扱いを図る事を目的に、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」が制定され、本年7月1日から施行となりました。そこで、これらの規定に基づき、この会議において、「公開の可否」、及び「会議公開運営要領の制定」を会議に諮って定めることとしていますので、御決定を賜りたいと思います。運営要領（案）につきましては、会議資料1－5の通りとなっております。</p>
<p>会 長</p>	<p>只今、議題2の説明が事務局よりありましたが、これについて質問等がございましたら、お受けいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>特になし</p>
<p>会 長</p>	<p>特になしということでございますので、本検討委員会を公開とし、その取扱いにつきましては、「武蔵村山市保育料検討協議会の会議の公開に関する運営要領（案）の通りといたします。それでは、運営要領の「案」をとってください。</p>
<p>会 長</p>	<p>3. 保育料検討協議会会長職務代理者の指名について  続きまして、議題3につきましては、保育料検討協議会設置要綱第5条第3項の規定により、私より吉野委員を職務代理者に指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>4. 保育料のあり方について  次に議題4の「保育料のあり方について」ですが、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>「資料1－6」について説明します。  「全ての児童は心身ともに且つ健やかに、又、平等にその生活保障され、育成されなければならない。」という事概念が定義されております。  また、保育所は、児童福祉施設の中に位置づけられておりまして、保育所の役割に関しましては、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設のことです。  次に、人口統計におきましては、乳児及び幼児の各年齢層は、毎年600人から700人の間を推移しております。0歳児におきましては、平成7年が最も多く、平成16年が最も少なく示されておりますが、現19年度におきましては、600を維持している状況です。  全体の人口推移に関しましては、平成元年から現行19年4月1日現在の18年間で約4,300人増えておりますことから、穏やかな人口の伸びという事がお分かり頂けると思います。  続きまして、年齢別につきましては、年少人口（0～14歳）概ね中学生位までの児童に当たりますが、その人口が約1万。一方、老齢人口（6</p>

5歳以上)の人口につきましては、1万2千なので、老齢の方が上回っていると言う事がお分かりいただけだと思います。

また、乳児及び幼児が、どのような地域に分類されているかと申しますと、比較的多く50名を超える地域は、中原、残堀、学園、特に大南等が多いという状況になっております。

次に、保育所に係る経費についてですが、決算の推移で申し上げますと運営委託費は、民間等に保育を委託した場合に係る支払い、保育園費は、公立の保育所なので直接運営費は支払わないが、人件費等の予算になる支払いのことであります。そこで、平成14年から平成18年度の決算額の金額が伸びておりますが、これは人口等の増加に伴い、定員枠も増やしているのです、その関係で伸びてきております。ちなみに、平成19年度の予算額については、4月に110名の保育所を新設したので平成18年度より増額している状況です。この中には、建設事業費は含まれておりません。あくまでも、児童に係る保育費のみを表わした額となります。

続きまして、保育所の状況ですが、公立保育所1園、私立保育所11園、合計12園で保育所を行っております。全ての施設が、0歳児から就学前児童を受け入れている状況です。なお、オプションとしての延長保育は、本年度4月からは8園で対応しております。

入所人員につきましては、平成14年から現行に至るまで、定員数を常にオーバーしている状態です。

また、給食を提供する経費、保育士さんの人件費等の保育費用について、国の法律では、支弁と言われております。そこで、51条の④にあります「市町村の設置する保育所」とは公立の保育所のことでありまして、市町村が支弁し、「市町村以外の設置する保育所」とは、民間の保育所でありまして、市町村が負担とありますが、ここでは53条と55条にありますように国がその1/2を負担、都が1/4を負担、市町村が1/4を負担という意味でございます。ここで、「政令の定めるところにより」とありますが、保育料を徴収したその残りの額に対して国や都、市町村の負担となるものであります。また、その保育料という保護者の負担は、公立、民間共に、家計における影響を考慮して、又、年齢等に応じて徴収する額を表します。

又、保育所には厳しいルールがあり、「最低基準」という国が定める法があります。この最低基準を維持するために係る経費を国や都道府県が払う経費の位置づけになるわけでありまして。厳しいルール、いわゆる規定とは、乳幼児の人数における部屋の広さや、職員の人数の規定が細かく示されております。しかし、その最低基準とは、あくまでも、国が定めるものであって、保育所の設置者又は、各市町村は常にそれを上回る庶務向上に努めなければならないものとしております。実際には、国の最低基準の他に、東京都が支援しています都の加算分という経費も支払っている状況であります。

そこで、国庫負担金で1/2を負担する場合に、国の保育料基準額は7つの階層に分かれている表を用いて計算いたします。平成18年度から平成19年度にて変わったところは、定義の所得税の額であります。これにつきましては、所得税の定率減税という制度の為、約1割の所得税額を上げております。

国では、7つの階層に分かれておりますが、本市におきましては、18に分類して年齢によって、あるいは、保護者の家計に与える影響を加味して保育料を定めることができる規定になっており、傾斜を緩やかに定めたものであります。

	<p>26市の保育料の状況ですが、改定基本方針国基準の目途とは、国の保育料基準額表に規定する保育料の50パーセントを保育料としていただくという考え方の市が殆どですが、本市は、基本的には、他市同様の考えはあると思いますが、あくまでも検討協議会の答申等で定まっている状態です。</p> <p>17年度実績で説明させていただきますと、国の基準でいいますと平均で44.5パーセントという保育料を頂いており、26市中24番目と比較的保育料につきましては、低くなっております。</p> <p>ちなみに、保育料の規定については、条例設置と規則設置がございまして、本市は条例設置ということで、保育料の改定をするにあたりまして、議会等の審議を経て、議決を得なければ変える事が出来ないという事になります。</p> <p>又、当市だけではなく、所得税法の改正により、20年度に向けて保育料の検討を26市中20市が本年度中に見直しをしていく方針という事を考えているようです。</p> <p>次に、税源移譲の件でございますが、これは、所得税が下がり、住民税はその分引き上げられたが、共に同額を維持するという国からの説明がございました。これにより、一部世帯の税率が半額になる等、変更がございました。この税率の変更があったことにより、当市の各層の部分で、6月現在の保育園児1,805人のうちD階層の1,358人の扶養義務者が影響を受ける事になります。例えば、D2、D3階層の扶養義務者は、1ランク上のD1、D2階層の保育料引き下げになるという状況であります。もちろん、それぞれの階層にも同じように影響をきたしますので、平成19年度の保育料月額試算の予定が約2,153万円ではあります。このまま現行の階層を一切変更しないとすると、来年度の保育料の月額試算が、約1,814万円となり、約339万円の保育料収入が減り、年額ですと約4,000万円の減額の見込みになってしまうこととなります。保育料は、保育運営の重要な財源となっておりますので、これ以上の落ち込みを脱するためにも、委員の皆様にご検討していただきたく、資料の説明にさせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、何か意見や質問がありましたら、発言を頂きたいと存じます。</p>
<p>委 員</p>	<p>(質疑応答) 市の負担、都の負担とありますが、公立、私立どちらの保育所の事でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成16年度の法改正によりまして、公立保育所につきましては、一般財源化されました。この事から、私立の保育所のみ、国と都道府県が負担するという事になりまして、公立保育所については、全額、市が負担しております。</p>
<p>委 員</p>	<p>決算額の推移の中で、平成16年度からの保育園費というのは市の負担となり、国庫支出金の計上がなくなったのはわかるが、平成19年度予算には、国庫支出金に計上されている金額の理由を教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>公立保育園が、延長保育というオプションを始めたので、その部分に対して、支弁としてではありませんが、補助金という形で63万円入ってきているものであります。</p>

委員	では、同様に都支出金は、
事務局	都の支出金につきましては、支弁に対する公立保育園への支出はありませんが、都が加算する最低基準を上回る部分については、公立保育園も民間保育園同様、都が保障してくれます。
委員	P7の表から、延長保育というのは、今後話し合う「保育料のあり方」に関するのだろうか？
事務局	延長保育というシステムは、最低基準ではなく、各園のオプション扱いとなり、これから検討する保育料には関さないものであります。この料金はあくまでも利用した方だけに課せられる延長保育料金で、各園で実費相当の額を決定して徴収させていただいております。
委員	保育費用の支弁の割合が把握できないので、もう一度説明願いたい。
事務局	平成18年度の実績で申し上げますと、約21億5千万円の経費が掛かっております。これらの割合でございますが、国が14.8パーセント、都が24.2パーセント、保護者(保育料)が11.6パーセント、その他(他市から)0.2パーセント、一般財源が49.2パーセントとなっております。国が1/2とは、全体の保育運営費の国基準保育料(P15で定められている額)を除いた残りの部分1/2であって、全体の額の1/2ではないわけでありまして。当市の実際の保護者の負担は実際の経費の11.6パーセントであり、その代わりに、当市が経費の約半分を負担しているわけでありまして。
委員	これから私共が話し合うのは、ここで著されている、11.6パーセントの部分についてですか。
会長	ここだけではなく、税率が変わったことによる当市の保育料徴収基準表等に関することでもあります。
委員	税源移譲に伴う保育料の影響で、保育料としての収入約4,000万円が減り、今後、保育料として保護者から増額をしないと、市の負担はどのようになるか。現行のままだと国と都の負担があっても、市負担の増額が免れないのはわかるが、それを実際に数値として表としていただきたい。
委員	26市の保育状況一覧での、東大和市における改定基本方針国基準の目途のところ、 <b>「応能を加味した応益負担」</b> とはどういうこと意味か教えていただきたい。
事務局	基本的に東大和市は、当市と同様に検討協議会等を開いておりまして、その中で国の法律にある <b>「保護者の家計の影響を加味して…」</b> という部分を <b>「応能…」</b> という言葉に替えているだけのようです。
委員	委員皆様の質疑応答を拝聴させていただきまして、大体はわかりますが、まだ、理解しきっておりませんので、次回までに本日の質問事項をまとめて配付していただくことを希望します。
会長	それでは、事務局の方お願いいたします。次回は会議の前に資料をいただ

<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>けると下調べができますので、事務局の方はお願いできますか。</p> <p>了解いたしました。</p> <p>5. その他</p> <p>最後に、議題5のその他を事務局より、説明をお願いします。</p> <p>次回からの議会の進行、及び、場所等の関係上予め議会の日程を決めていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p>では、第2回の開催を10月23日(火)午前10時より、第3回の開催を11月15日(木)とさせていただきます。本日は、長時間に渡り、ご検討いただき大変ありがとうございました。これで、第1回保育料検討協議会を終わります。ご苦勞様でした。</p>
---	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>公開</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>( )</p> <p>傍聴者： _____ 0 人</p>
--------------------	---

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示 (根拠法令等： _____ )</p> <p><input type="checkbox"/>非開示 (根拠法令等： _____ )</p>
---------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>健康福祉部 児童福祉課 児童福祉グループ (内線：183)</p>
--------------	--------------------------------------

(日本工業規格A列4番)